

漁業法第32条第1項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚）（第1において単に「くらまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
75パーセントを超えたとき	操業時間短縮又は操業回数の抑制等の漁業の特性に応じた具体的な管理措置を実施し、くらまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、くらまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくらまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(2) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くらまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくらまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

90パーセントを超えたとき

当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するよう指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

第1の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。